

県民向けの旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業  
事業概要

## 1 「県民向けの旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」の概要

区 分	旅行・宿泊代金割引	クーポン券配布																
概 要	県民に販売する県内旅行・宿泊代金の割引を支援 ※ 日帰り旅行も対象 ※ 前売り宿泊券等も可能 ※ 業務上の長期滞在は対象外	左記割引を受ける宿泊旅行者に対して旅行期間中に使用可能なクーポン券を配布 ※ 日帰り旅行は対象外																
支 援 金 額	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">旅行・宿泊代金（1人泊）</th> <th style="text-align: center;">支援金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10千円以上</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8千円以上10千円未満</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6千円以上8千円未満</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4千円以上6千円未満</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※旅行・宿泊代金の1/2を基本とし、区分に応じた定額支援	旅行・宿泊代金（1人泊）	支援金額	10千円以上	5,000円	8千円以上10千円未満	4,000円	6千円以上8千円未満	3,000円	4千円以上6千円未満	2,000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">旅行・宿泊代金（1人泊）</th> <th style="text-align: center;">クーポン金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15千円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10千円以上15千円未満</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	旅行・宿泊代金（1人泊）	クーポン金額	15千円以上	2,000円	10千円以上15千円未満	1,000円
旅行・宿泊代金（1人泊）	支援金額																	
10千円以上	5,000円																	
8千円以上10千円未満	4,000円																	
6千円以上8千円未満	3,000円																	
4千円以上6千円未満	2,000円																	
旅行・宿泊代金（1人泊）	クーポン金額																	
15千円以上	2,000円																	
10千円以上15千円未満	1,000円																	
対 象	県内居住者																	
実 施 期 間	ステージⅡ相当以下を条件に開始～12月末宿泊分まで（予定） ※ 8/31までの予約・販売分のみ																	

## 2 「前売り宿泊券・旅行券」発行方式の概要

項 目	内 容
発行事業者	宿泊施設・旅行会社
支 援 額	発行事業者が独自に発行・販売する前売り宿泊券・旅行券の割引分 ・上記「旅行・宿泊代金割引」記載のとおり <b>【例】</b> 10,000円分の宿泊券を5,000円で販売 ※ 県支援金の交付は、購入者による前売り券利用が要件
購入対象者	県内居住者
販売期間	令和3年6月以降～8月31日 ※ 県への参加申込書提出後、準備が整った事業者から順次開始 ※ 販売方法は各事業者で決定
利用期間	令和3年6月以降～12月末宿泊分まで（予定） ※ <u>新型コロナウイルス感染状況「ステージⅡ相当以下」の期間のみ</u> ※ 上記利用期間内で各事業者が独自に利用期間を設定可 ※ 感染状況によって県から利用停止を依頼する場合あり

※ 上記内容は、観光庁「地域観光事業支援」にかかる補助要綱の改正に伴い変更する場合がある。